モザンビーク共和国	平成十五年一月十四日	平成十五年二月十三日
マーシャル諸島共和国	平成十五年一月二十七日	平成十五年二月二十六日
ホンジュラス共和国	平成十五年一月二十九日	平成十五年二月二十八日
赤道ギニア共和国	平成十五年二月七日	平成十五年三月九日
アラブ首長国連邦	平成十五年二月二十五日	平成十五年三月二十七日
スワジランド王国	平成十五年四月四日	平成十五年五月四日
ミャンマー連邦共和国	平成十六年六月四日	平成十六年七月四日
タイ王国	平成十九年二月二十三日	平成十九年三月二十五日
ニウエ	平成二十一年六月二十二日	平成二十一年七月二十二日
レソト王国	平成二十一年十一月六日	平成二十一年十二月六日
ナイジェリア連邦共和国	平成二十四年九月二十五日	平成二十四年十月二十五日
バチカン市国	平成二十四年九月二十六日	平成二十四年十月二十六日
セントルシア	平成二十四年十一月十二日	平成二十四年十二月十二日
サンマリノ共和国	平成二十六年十二月十六日	平成二十七年一月十五日
ナミビア共和国	平成二十八年九月二日	平成二十八年十月二日
ザンビア共和国	平成二十八年十月十七日	平成二十八年十一月十六日

二　次に掲げる各国の政府は、前記の条約を承継する旨を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に通告した。

スロベニア共和国	平成四年七月六日
ボスニア・ヘルツェゴビナ	平成五年九月一日
セルビア共和国	平成十三年三月十二日

平成二十九年二月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省・農林水産省告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二

一中「年三厘」を「年四厘」に、「年四厘五毛」を「年五厘五毛」に、「年一分四厘五毛」を「年一分五厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
十二年以下	年二厘
十二年を超え十三年以下	年二厘三毛
十三年を超え十六年以下	年三厘五毛
十六年を超え二十五年以下	年四厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
十二年以下	年二厘
十二年を超え十三年以下	年二厘三毛
十三年を超え十六年以下	年三厘五毛
十六年を超え三十五年以下	年四厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第三号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二

「年一・六〇パーセント」を「年一・七〇パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第四号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二

「年一・六〇パーセント」を「年一・七〇パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百七十二号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十日

農林水産大臣　山本　有二

「年三厘」を「年四厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百七十三号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十日

農林水産大臣　山本　有二

「年三厘」を「年四厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。